令和７年度第１回岡崎市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 議事録

日　　時：令和７年５月15日（木）午後２時00分から午後３時30分まで
場　　所：岡崎市役所東庁舎６階601号室
出席委員：７名
　　木村聡（副会長※議長代理）、寺田浩文、今西洋子、塩澤美穂子、
　　瀬尾智子、志賀則彦、山本典弘
事務局等：16名
傍 聴 者：なし

１　開会
２　各委員挨拶
３　議事
　⑴　会長選任について
　⑵　乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る条例の制定について
　⑶　小規模保育事業所の廃止及び認可について
　⑷　令和７年度主要・新規事業について
４　その他
５　閉会

議事１　児童福祉専門分科会長の選任について

岡崎市社会福祉審議会条例第７条第２項の規定に基づく児童福祉専門分科会長の選任について、出席委員全員の承認を受け、柴田委員の会長就任を決定。

（会長指名により副会長を委員に依頼し、事務局により、木村委員の承諾の意向を確認した。また、会長欠席のため副会長指名により、議事録署名者を今西委員、塩澤委員へ依頼した。）

《主な質疑、意見など》

議事２　乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る条例の制定について

事務局　資料により審議内容について説明

委　員　こども誰でも通園制度が、従来の一時預かりと異なるのは、就労要件等の利用条件が無くなったということと料金の２点か。

事務局　そのとおりです。一時預かり制度でも、就労していなくてもリフレッシュ等での利用が可能でしたが、こども誰でも通園制度については、こどもの育ちを応援する制度ということで、そういった条件が無くても利用できる制度となっています。

委　員　この制度が実現すれば、リフレッシュだけでなく、子育ての悩みを保育士に相談できる場となり大変有効である。ただし、最大の懸念点は保育士の確保ではないかと思う。岡崎市も保育士不足と聞いているが、令和８年度からの本格実施に向けてシナリオがあるのか。

事務局　最初から全ての園で利用があることは想定していないため、正規職員の動員を想定しています。

委　員　一般型にするのか余裕活用型にするのかはこれから決定するのか。自身で保育園の嘱託医をしているが、定員に満たない園もあるため、そのことにより、人の配置を減らさなければ、余裕活用型であれば場所や人の問題はクリアできるのではないか。

事務局　場所としては新たにつくるのは難しいと考えています。

委　員　保護者が希望した園での実施が無い場合、市で調整して他の実施園をあっせんすることになるのか。

事務局　実施場所と時間を決めて、その範囲で募集することを予定しているため、そのような問題は発生しないと考えています。

委　員　対象が「保育所等に通っていないこども」ということで、保育園の０・１・２歳児利用者や幼稚園の満３歳未満のこどもは対象外だと思うが、保育園や幼稚園の一時預かりとの併用は可能なのか。

事務局　可能です。

委　員　「月の利用可能枠（10時間を上限。令和８～９年度は経過措置として３時

間での設定が可能）の中で、時間単位等で柔軟に利用」とあるが、岡崎市としては時間数をどのような前提で検討しているか。

事務局　検討中ですが、10時間で実施したいと考えております。

委　員　概ね何園ぐらいで何人ぐらいの定員で実施する予定なのか、一時預かりとの併用が可能ということだが、そうすると幅広い方のご利用が難しくなってしまうのではないか。

事務局　どのくらいの需要があるかわからないため、初年度は方面毎等でのスモールスタートを予定しています。また、定員についても先行自治体からの情報収集などニーズ調査をしているところであり、どれくらいの園でどのくらいの定員で実施するか、検討を進めてまいります。また、（一時預かりとの併用による影響について）現時点では、一時預かり利用者以外の新規の方の利用は少ないことを想定しております。

委　員　希望者が多ければ利用できない場合もあるのか。

事務局　そのとおりです。

委　員　このタイミングなのは、国の制度に合わせてのことか。今の段階では、法律でやるということだけが決まっていて、どれだけ、どのようにということは決まっていないということでよいか。具体的な計画とセットで条例を議会に提出するのか。

事務局　こういった会議などを踏まえて詳細を決めていきます。

委　員　民間で手を挙げようとしているところはあるのか。

事務局　今のところは、市から周知をしていない状況です。認可をする事業であるため、まずは認可の条件としてこの条例を定めていきます。市側も手探りで進んでいる部分があるため、ある程度内容が見えてきた時点で民間の方にもご協力していただく予定です。

委　員　10時間は何によって決まっているのか。

事務局　国の制度となります。

議長代理　他にご質問がないようですので、次の議題に移ります。

《主な質疑、意見など》

議事３　小規模保育事業所の廃止及び認可について

事務局　資料により審議内容について説明

委　員　-----　質問なし　-----

議長代理　それでは、小規模保育事業所の廃止及び認可については適当と認めるということでよろしいでしょうか。

委　員　異議なし。

議長代理　異議なしとし、本会議の意見として、**社会福祉審議会委員長**に報告させていただきます。

《主な質疑、意見など》

議事４　令和７年度主要・新規事業について

事務局　資料により審議内容について説明

委　員　以前の会議で、生活保護世帯などの小中学生を対象に学習支援をしていると聞いていたが、高校生まで拡大したのはすごいことである。その時は、開催の場所や時間が限られていてもう少し広がるとよいと話していたと思うが、そのあたりについて知りたい。

事務局　予算との兼ね合いもありますが、ここ数年で開催箇所数を、８箇所から11箇所まで、少しずつ増やしてきています。小中学生のみでなく、高校生の自主学習の場としても利用できるようになっており、このような高校生の姿が小中学生の目標となるという相乗効果もあると考えています。

委　員　今年度から始まるトワイライトステイ事業は、審査や要件があるのか、それとも、仕事で遅くなる場合やストレスがたまったなどの場合にも使えるのか。

事務局　レスパイトなどにも利用できますが、当日利用は難しく、事前の登録が必要となります。１週間程度前に申し込んでいただく必要があり、３か所の施設が利用可能ですが、施設側の受け入れが可能であることが前提であるため、調整をさせていただくこともあります。ショートステイでは、里親さんの利用ができ、送迎をしてもらえる場合もありますが、トワイライトステイでは、保護者の送迎が必要となります。それほど多くの利用は見込んでおりませんが、他市では、休日昼間の利用が多いようです。

委　員　「おかざきっ子　育ちプラン」では、対象を概ね40歳未満の若者世代に広げており、計画書に「こども若者総合相談センター（わかサポ）」が掲載されている。その担当部署と、専用の施設があるのか、特定の部署に機能として位置付けているのか、等の実態を教えてほしい。

事務局　教育委員会社会教育課が担当しており、福祉会館２階に設置し、専門職員の配置をしています。

委　員　ひとり親家庭や生活保護世帯では支援があると思うが、そういった世帯以外のこどもたちについては、高校進学をしない場合、義務教育終了後にはどのように支援をしていくのか。

事務局　「おかざきっ子　育ちプラン」に基づき、担当課において対応することとなります。

委　員　私立幼稚園への行政の理解と協力に感謝する。こども園移行は、市との関係が深まることであると考えるが、補助金を従来どおりもらえるこども園とそうでないこども園があると聞いたことがある。もしも、こども園になったことでそういった差異があるとするなら、その部分について検討してほしい。

こども発達相談センターについて、訪問や相談で利用しており感謝している。実態を全て把握しているわけではないが、原則として未就学児を対象としていると考えている。年長児については、就学後の継続性を考えて、就学児を対象としたそよかぜ相談にお願いする場合もあるが、できれば就学後も継続した関わりがあるとよいと感じている。就学後の連携の状況について教えてほしい。

事務局　補助金については、具体的な状況がわかりませんが、同じ状況であれば差異は生じないはずですので、そのあたりを把握して、しっかり説明していきます。

こども発達相談センターについては、センターの専門相談からこども発達医療センターや療育機関につながる場合もあり、他機関との連携については、必要なことと認識し、常に意識しています。お子さんが就学を迎える時期での対応にあたっては、教育相談センターのそよかぜ相談や進学先の小学校に早めに相談するよう案内したり、対象のお子さんについての情報を教育委員会側と共有しているほか、年長児でこども発達医療センターを利用したお子さんの中には医療センターとの連携により低学年のアフターケアとして、担任や保護者へのアンケート等を実施しており、今後も連携については模索しながら進めていきたいと考えています。

委　員　幅広い支援があって良いと思うが、虐待の通告が十分ではないケースがあると聞いている。サービス現場での虐待通告の研修の状況を知りたい。

事務局　学習支援事業の場合は、支援員には、事業の委託業者を通じて、虐待の可能性がある場合の対応についての研修を実施しており、適切な対応をすることができていると考えています。

事務局　こども家庭センターでは、学校においては、教頭会で保育園については所属機関向け研修を実施しています。

委　員　学校や医療機関など、こどもと接して通告の義務がある方の研修を徹底する必要がある。

委　員　比較的周知されている小児科以外の医療機関でも、医師会等を通じて研修を実施していくことが大切である。

委　員　こどもの意見表明権に関わることなので、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が研修を受けることができる体制整備が必要である。

委　員　申請手続きについて教えてほしい。児童手当はマイナンバーカードによる電子申請が可能だと思うが、児童扶養手当や遺児手当では可能か。もし、不可能であれば、導入の検討状況について知りたい。

事務局　児童手当はマイナポータルから申請が可能です。ただし、出生届と同時に窓口で申請する人がほとんどであり、閉庁時に届出をした一部の方がご利用されている状況です。児童扶養手当や遺児手当では面談による申請となっていますが、コロナ禍を経て、国の姿勢にも変化があるため、　今後の

研究課題と考えています。

委　員　遺児手当は、県と市の２種類あると思うが、申請は別々に行うのか。

事務局　申請書は別ですが、児童扶養手当と３つの手当を同時に申請していただき、県の分の申請書は、市から県へ送付します。

委　員　こんなにたくさんの施策をしているのに、こどもが毎年減っている理由をどう考えるか。福祉に携わる人を守る条例を作った市もあると聞いており、「おかざきっ子育ちプラン」にも、こどもたちだけでなく、こどもを守るための保育者や支援者を守る施策が掲載されていると市としてかっこいいと思う。

事務局　こどもの数が減っている原因としては、出産する女性の数自体が減っていること、所得格差等を背景とした婚姻数の減少、などがあると考えています。岡崎市は、愛知県の中では比較的こどもの数が多い方ですが、こどもの数としては減少しているため、国の動向を注視しつつ、プランに基づき、こどもを育てやすい、子育てに喜びを感じることができる環境を整備していきたいと考えています。

事務局　保育者を守るための施策として、研修や働き方改革を進めてはいますが、そのほかについては、今後の研究課題と考えています。

委　員　市に期待される施策の３番目が「夜間や休日における小児科や医療体制の整備」であり、なぜなのかと驚いている。夜間や休日でも診てもらえる小児科医がおり、他市にくらべて、岡崎はすごく恵まれた状況だと考えている。必要でない救急車の利用や市民病院の利用を抑制する目的もあるため、周知をしっかりとしてほしい。

事務局　市では、こどもの医療やサービスを掲載した「子育てハンドブック」やこどもの「子どもの急病ガイドブック」を作成しています。市民病院への負担を軽減するためにも、関係部局と情報を共有し、周知の方法について検討していきます。

議長代理　ありがとうございました。他に御意見はありますか。特にないようですので、今回の議事はこれで全て終わりました。

閉会

事務局　速やかな議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、令和７年度第１回児童福祉専門分科会を終了します。

（午後３時30分　閉会）